

令和6年9月9日発出（吉岡政昭）

二重、三重に問題が多かった今年の5月臨時議会。

（町民センターの改修建築工事の予算確定）

町民センター改修建築工事の「入札の混乱」を
「レアケース」と言う人は、
このインターネットの時代
「情報収集不足」と「勉強不足」です。

I、町理事者が「レアケース」と呼ぶ理由

今年の5月臨時議会で、「町民センターの改修建築工事」の予算確定が行われましたが、その裏付けとなる「入札から落札」の協議の中で、まず、町理事者側は入札結果を説明する中で次のように述べました。

4社が入札比較価格を上回り、1社が最低制限価格を下回るという大変まれなケース」（佐々木教育委員会参事）

正確には（法律的には）「予定価格」と言うべき所。
（予定価格＝入札比較価格×消費税）

同様な見解は、町長以下、次の発言が相次いだのです。

- ②（及川町長）「本当にまれなケース」「本当にレアなケースが2件重なった」
- ③（渡邊政策推進課長）「相当まれなケース」「実例自体もまれなケース」（

一方、議員側からも、議長を一時的に副議長に代わってまで発言した多田議長の発言は、以下のものでした。

- ④（多田議長）「私も経験上、この議案を見まして議員になって30年を超えましたが初めて見る議案提案でありました。それほど、レアな条件だと思う。」

と、それぞれ「レア」なケースと述べていますが、私が特に驚いたのは、決してレアでない「常識の範疇にある」この事案を、多田議員が「議員になって30年を超えましたが初めて見る」と発言したことでした。

多田議長が特に言いたかったのは、「自分は30年以上議員をやって来た」と「議員歴の長さ」を強調したかったのかも知れませんが、ある意味それは「笑止」です。私が敢えて指摘したいのは、「職歴の長さ」と知識は必ずしも比例しない」という自覚です。「馬齢を加える」とか「後生畏るべし」という言葉があることも伝えておきます。

もっと言えば、「経験の長さには触れるときに恥ずかしさを感じて欲しい。」ですね。

「30年もやって来たのに恥ずかしい」と、己を振り返るくらいの姿勢は欲しいですね。
ついでだから、触れますが、今回の議会で、鳥越議員が「結構苦手な分野なので余り普段言わないのですが、確認させてもらいます」との発言内容を聞いて驚きました。つまり、議員になって5期目の鳥越議員が、「入札のルール」を知らなかったということです。定例議会ごとに「入札執行調書」が配布されていたのですから、初めて議員になった以後、どこかの時点で知るべきことでした。この際せめて、学歴に対する疑問にはきちんと答えてもらいたいものですね。正直に生きることは「結構苦手な分野」ですか？

Ⅱ、「レアケース」と述べた役場職員や一部議員は、安平町から贈収賄逮捕者を出した事件（平成27年3月）の「反省対応文書」（平成27年6月議会）を読んでいなかったのですか？

職員逮捕3か月後の平成27年6月定例会では、業務人事対策委員会報告書から「法令遵守マニュアル」。契約システム等適正化委員会報告書からは「発注者綱紀保持マニュアル」「随意契約ガイドライン」を含め、他3つの資料が報告されました。

今回の町民センターの「改修建築工事」の入札事例と全く同じ入札事例の対応の説明が9年前に示されていた。

今回のケースとの関係で言えば、その内容を「地方自治法施行令第167条」と「安平町の契約規則」との対比を示しながら、「随意契約が出来る場合の9ケース」に説明を及ぼしていた。その8ケースに「競争入札に付し入札者がいないとき、又は、再度の入札に付し落札者がいないとき」とあった。

そして、その特記事項には、(1)「再度の入札」の説明として、①「再度入札」と②「再度公告入札」に分けられるとあり、つまり、「再度の入札」には2つあること。

そして特記事項の(2)には、まさしく、今回の町民センターの「改修建築工事」と全く同じ場面での対応に関する説明があったのです。

(9年前に示された対応説明)

「再度入札」は「改札の結果、各人の入札のうち、予定価格の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格内の価格で最低制限価格以上の価格がないとき。）に直ちにその場で行う入札を言う。

つまり、「レアケース」と言われた今回のケースも、事前の「情報漏れ」でもない限り、時々、起こっても不思議でない十分予想されうる現象なのです。

すでに、全国的に、「再度の入札者」の対象に、検討が加えられていた状況。
ある時期から、「最低制限価格未満者」にも、「再度入札」の機会を与えていた。

なお、現時点では、必要最低の自治体をざっと拾うと次のとおり

●宮城県・・・「再度の入札者」の拡大。

①初回の入札「予定価格超過者」入札参加できる。

令和2年4月1日以降・・・

②初回の入札「予定価格超過者」と「最低制限価格未満者」
両方とも参加できる。

●札幌交通局・・・①平成30年4月30日前

予定価格オーバー・・・入札参加できる

最低制限価格未満・・・入札参加できない。

①平成30年4月30日以降

予定価格オーバー・・・入札参加できる

最低制限価格未満・・・入札参加できる。

●北海道・・・再度の入札への参加者は、「予定価格超過者」及び
「最低制限価格未満者」

●安平町の場合・・・不明

むしろ、2回目の入札・落札にからむ「様々な異変」に
「不正の悪臭」を感じて問題提起するべきではなかったか？

1, 入札辞退届・・・口頭のみで良い。

2, 町民センタ主体工事における入札（5JVが参加した入札参加）。

（興味深い現象）

①1回目の入札・・・1JV失格。

②2回目の入札・・・3JV辞退。（理由不明。）・・・「辞退書」不存在。

※興味深いのは、ここで、3JV辞退。必然的に、ここで残り1JVの

「丸彦・渡邊JV」が落札か、と思いきや、1回目失格の「藤建設・

島崎」が手を挙げた。せつかく、3JVが、一斉に辞退したのになだ。
2回目の入札金額が、両者5億3千万円。そこで、2JVに随意契約
のための協議となり、1回目の失格JVが落札した
(私は、この2JVの見積書又契約書の開示請求)

3、町民センタ機械設備工事における入札（4JVが参加した入札参加）

① 1回目入札・・・4JV、全て「失格」（最低制限価格未滿）

② 2回目入札・・・3JV辞退。1JVが2億7千万円で入札。最低制限価格未滿。

普通、2回目の入札は不調と、ならないか

それなのに、4千万円を上積みして、最低制
限価格に約200万円を超えさせた。

なぜ、「再抗告入札」にさせなかったのか？

安平町役場で、実際に起こった話です。（職員逮捕3年前の話です。）
安平町の役場の担当者から、特定の業者1社だけに、「落札価格」を
メールで連絡しました。2012年12月4日のことでした。

「この数字（744千円）に合わせて頂きたいのですが」と、生々しい内容でした。

担当者の名前は、あえて、書きませんが、担当者は、何を勘違いしたのか、
そのメールを、事もあるように、間違って私（吉岡）の所に送られてきたのです。

しかし、当時の、財政企画課長は、瀧町長の指示があつてのことかと想像するの
ですが、『役場のいつものパターン』で、『ごまかしの言葉』を並べました。

「担当者は、見積もりを取つたのであり、予算編成過程であるから問題はない」
と主張。しかし、実際は、

①数字を合わせて頂きたいと、金額の調整を指示したり、

②落札価格が、見積価格より、安くなる。などと伝えたりした。

③不法な情報提供に基づいた見積書に基づき予算が組まれ入札、落札までした。

こういう流れの中では、入札に参加した各企業が、入札価格が、予定価格を
上回ったり、最低制限価格を下回ったりしたことは、出て来にくいはずだです。

だから、考え方によっては、この度の町民センターの改修工事は、事前の情報漏れ
や談合が実施された可能性が、あるかも知れない、と考えられなくもない。

しかし、今回は入札結果の内容を見ると、『入札後』の"調整"に疑念が生じると言う具合
です。そして何よりも大事で、再確認を望むのは、「不落」の問題が発生したときの
法律上の正しい対応です。役場職員のプロが、「レアなケースだから仕方がなかった。」

「ご理解頂きたい」式の一つの開き直りは、許されません。